〇指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等 に 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

> (平成十八年三月十四日) (厚生労働省令第三十五号)

# 第三章 介護予防訪問入浴介護

### 第一節 基本方針

第四十六条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護(以下「指定介護予防 訪問入浴介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立し た日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用 者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は 向上を目指すものでなければならない。

# 第二節 人員に関する基準

# (従業員の員数)

第四十七条 指定介護予防訪問入浴介護の事業を行う者(以下「指定介護予防訪問入浴介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問入浴介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者(以下この節から第五節までにおいて「介護予防訪問入浴介護従業者」という。)の員数は次のとおりとする。

- 一 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 一以上
- 二 介護職員 一以上
- 2 前項の介護予防訪問入浴介護従業者のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第四十五条第一項に規定する指定訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護(指定居宅サービス等基準第四十四条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第四十五条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(平二七厚労令四・一部改正)

#### (管理者)

第四十八条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごと

に専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 (令六厚労令一六・一部改正)

# 第三節 設備に関する基準

- 第四十九条 指定介護予防訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さ を有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の 設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第四十七条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

## 第四節 運営に関する基準

# (内容及び手続の説明及び同意)

第四十九条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第五十三条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの
- イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族 の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る 電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- 口 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申

出をする場合にあっては、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

- 二 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二百九十三条第一項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することに よる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項 を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる 次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なけれ ばならない。
- ー 第二項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問入浴介護事業者が使用するもの
- ニ ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(平二七厚労令四・追加、令五厚労令一六一・一部改正)

### (提供拒否の禁止)

第四十九条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問 入浴介護の提供を拒んではならない。

(平二七厚労令四・追加)

## (サービス提供困難時の対応)

第四十九条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(平二七厚労令四・追加)

#### (受給資格等の確認)

- 第四十九条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供 を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定 の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に、法第百十五条の三第二項の 規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指 定介護予防訪問入浴介護を提供するように努めなければならない。

(平二七厚労令四・追加)

### (要支援認定の申請に係る援助)

- 第四十九条の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。) が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の 更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十 日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(平二七厚労令四・追加)

## (心身の状況等の把握)

第四十九条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(平二七厚労令四・追加)

# (介護予防支援事業者等との連携)

- 第四十九条の八 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際し

ては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(平二七厚労令四・追加)

# (介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第四十九条の九 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(平二七厚労令四・追加)

### (介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第四十九条の十 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画(施行規則第八十三条の九第一号ハ及び二に規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

(平二七厚労令四・追加)

# (介護予防サービス計画等の変更の援助)

第四十九条の十一 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画 の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要 な援助を行わなければならない。

(平二七厚労令四・追加)

### (身分を証する書類の携行)

第四十九条の十二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に 身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたとき は、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(平二七厚労令四・追加)

# (サービスの提供の記録)

第四十九条の十三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問

入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護 予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書 面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(平二七厚労令四・追加)

#### (利用料等の受領)

- 第五十条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介 護予防訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介 護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問入浴 介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるもの とする。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予 防訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予 防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じない ようにしなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- 一利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費
- 二 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用
- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

### (保険給付の請求のための証明書の交付)

第五十条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない 指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防 訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証 明書を利用者に対して交付しなければならない。

(平二七厚労令四・追加)

# (利用者に関する市町村への通知)

- 第五十条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。
- 正当な理由なしに指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 (平二七厚労令四・追加)

#### (緊急時等の対応)

第五十一条 介護予防訪問入浴介護従業者は、現に指定介護予防訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の 医師又はあらかじめ当該指定介護予防訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

## (管理者の責務)

- 第五十二条 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所 の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

#### (運営規程)

- 第五十三条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごと に、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければなら ない。
- ー 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 サービスの利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他運営に関する重要事項

(令三厚労令九・一部改正)

#### (勤務体制の確保等)

- 第五十三条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防 訪問入浴介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問 入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指 定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪 問入浴介護を提供しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(平二七厚労令四・追加、令三厚労令九・一部改正)

## (業務継続計画の策定等)

- 第五十三条の二の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症や非常災害の発生時に おいて、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及 び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策 定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計 画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(令三厚労令九・追加)

#### (衛生管理等)

- 第五十三条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪

問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならな い。
- 一 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため の指針を整備すること。
- 三 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(平二七厚労令四・追加、令三厚労令九・一部改正)

### (掲示)

第五十三条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第五十三条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(平二七厚労令四・追加、令三厚労令九・令六厚労令一六・一部改正)

# (秘密保持等)

- 第五十三条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業 務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者 であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏ら すことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

# (広告)

第五十三条の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所 について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならな い。

(平二七厚労令四・追加)

## (介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第五十三条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、 金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(平二七厚労令四・追加)

### (苦情処理)

- 第五十三条の八 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介 護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け 付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内 容等を記録しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第 二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当 該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村 が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該 指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第百七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(平二七厚労令四・追加)

### (地域との連携等)

- 第五十三条の九 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供 した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する 者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなけれ ばならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

(平二七厚労令四・追加、令三厚労令九・一部改正)

#### (事故発生時の対応)

- 第五十三条の十 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問 入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に 係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (平二七厚労令四・追加)

# (虐待の防止)

- 第五十三条の十の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、 虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 (令三厚労令九・追加)

#### (会計の区分)

第五十三条の十一 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業 所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の 事業の会計を区分しなければならない。

(平二七厚労令四・追加)

#### (記録の整備)

第五十四条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸 記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。
- 一 第四十九条の十三第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 二 第五十七条第四号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 三 第五十条の三の規定による市町村への通知に係る記録
- 四 第五十三条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 五 第五十三条の十第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置について の記録

(平二七厚労令四・令六厚労令一六・一部改正)

### **第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準**

# (指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針)

- 第五十六条 指定介護予防訪問入浴介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設 定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問入浴介護の 質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たり、利用 者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援 することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければ ならない。
- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。

## (指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

- 第五十七条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、第四十六条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
- 一 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報 伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置 かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- 二 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者 又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うも のとする。
- 三 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命 又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 五 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護 技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- 六 指定介護予防訪問入浴介護の提供は、一回の訪問につき、看護職員一人及び介護職員一人をもって行うものとし、これらの者のうち一人を当該サービスの提供の責任者とする。 ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況 等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認 した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。
- 七 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、サービス提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービス提供ごとに消毒したものを使用する。

(令六厚労令一六・一部改正)

# 第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準

#### (従業者の員数)

- 第五十八条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防訪問入浴介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」という。)ごとに置くべき基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者(以下この節において「介護予防訪問入浴介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。
- 一 看護職員 一以上

- 二 介護職員 一以上
- 2 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業と基準該当訪問入浴介護(指定居宅サービス等基準第五十五条第一項に規定する基準該当訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### (管理者)

第五十九条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(令六厚労令一六・一部改正)

## (設備及び備品等)

- 第六十条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広 さの区画を設けるほか、基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及 び備品等を備えなければならない。
- 2 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業と基準該当訪問入浴介護の事業とが同一の事業 者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス 等基準第五十七条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規 定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(平二七厚労令四・一部改正)

### (準用)

第六十一条 第一節、第四節(第四十九条の九、第五十条第一項、第五十三条の八第五項及び第六項並びに第五十五条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第四十九条の二及び第五十三条の四第一項中「第五十三条」とあるのは「第六十一条において準用する第五十三条」と、第四十九条の十三第一項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第五十条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第五十条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」と、第五十条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と読み替えるものとする。

(平二四厚労令三〇・平二七厚労令四・令三厚労令九・一部改正)